

○内閣府告示第三百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日以内閣府告示第五百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇都宮市
- 二 構造改革特別区域の名称 宇都宮キャリア人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇都宮市の全域

○内閣府告示第三百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付で取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 高岡市産業活性化IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高岡市の全域